

平成21年度 第1回

中標津町都市計画マスタープラン 策 定 委 員 会



日 時 : 平成21年11月6日(金)
午前9時30分より

場 所 : 中標津町役場 3階 301号会議室

中 標 津 町

【 会 議 次 第 】

1. 開 会 委嘱状の交付

- ・ 中標津町都市計画マスタープラン策定委員会委員

2. 挨 拶 中標津町長 小 林 実

3. 委員長、副委員長の選出

- ・ 中標津町都市計画マスタープラン策定委員会
委員長
副委員長

4. 委員長挨拶

- ・ 中標津町都市計画マスタープラン策定委員会委員長

5. 議 事

(審 議)

- 1) 中標津町都市計画マスタープラン総合検証・定時見直しについて

6. そ の 他

7. 閉 会

中標津町都市計画マスタープラン

第1回策定委員会

資 料

平成21年11月6日 9:30～
中標津町役場301会議室

1. 都市計画マスタープランとは・・・？
2. 中標津町都市計画マスタープランの見直しの目的
3. 都市マスの策定体制
4. 都市マス見直しのスケジュール
5. 現都市マスが目指す方向性と取組実績
6. 整備、開発及び保全の方針（案）の策定について

1. 都市計画マスタープランとは・・・？

都市計画とは・・・？

都市計画とは、都市計画法に基づき「都市の健全な発展と秩序ある整備を図る」ことを目的とした

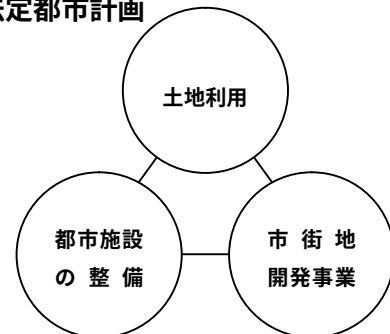
●土地利用（用途地域、地区計画など）

●都市施設の整備（道路、公園など）

●市街地開発事業（再開発事業など）

に関する計画（法定都市計画）で、「暮らしやすいまちづくりのためのしくみ」として重要な役割を担っています。

法定都市計画



都市計画マスタープランとは・・・？

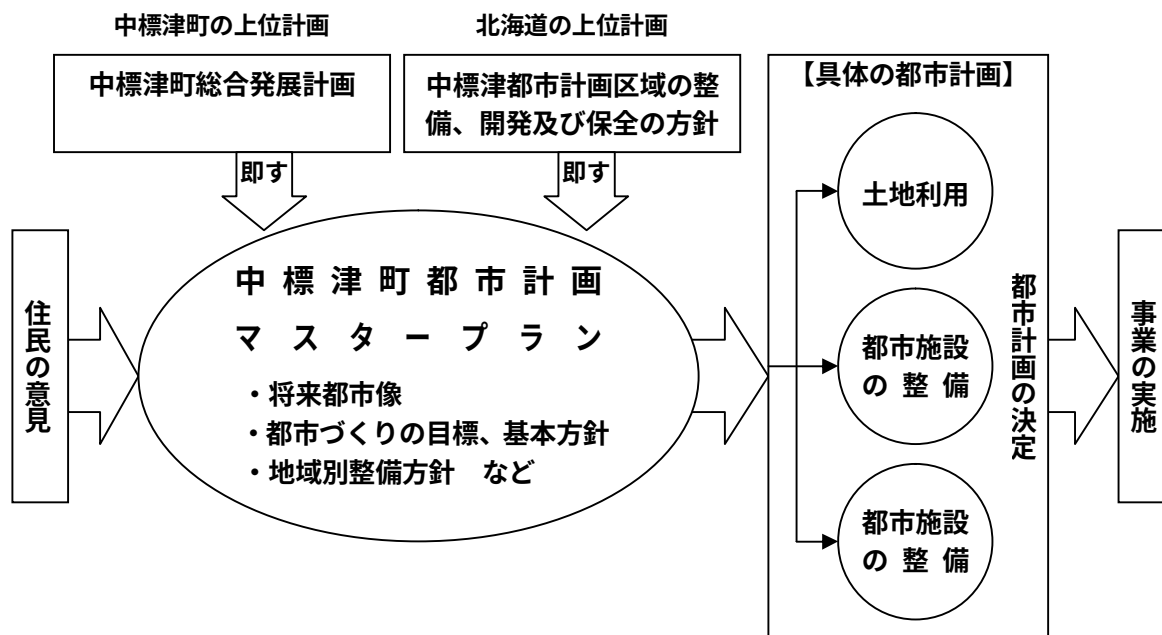
正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度で、市町村はその策定が責務となりました。

市町村が定める都市計画は、この都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）に即したものでなければならないとされており、いわば「暮らしやすいまちづくりのための設計図」となるものが都市マスとなります。

市町村の創意工夫によって、その構成から内容まで好きなように作ってよいとされています。

都市計画マスタープランの概要 ～都市マス創設の目的と効果～	
策定主体	・住民に最も近い立場にある市町村（中標津町）が定める。
対象区域	・原則として都市計画区域を対象とする。
策定条件	・「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道が策定）」に即す。 ・「地域の実情」と「住民の意向」を反映させる。
目 的	・望ましい「都市の将来像」を明確にする。 ・個別の都市計画の相互調整を図り、「総合的な都市計画の指針」を示す。 ・地域別の課題に応じた「整備方針」を定める。
効 果	・地域の実情に沿った計画的な都市づくりが図られる。 ・行政内部の横断的な意思統一による都市づくりを可能とする。 ・住民と行政のパートナーシップによる都市づくりを促進する。

■□都市マスの位置づけ□■



都市マスの役割とは…？

①まちの将来像を共有する役割 … 将来像都市像の明示

- ・中標津町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し町民と行政が共有する。

②都市計画や街づくり分野の総合的な指針としての役割 … 総合的な都市計画の指針

- ・都市計画や街づくりに関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となる。

③都市計画行政のマスタープランとしての役割 … 独自性を発揮した都市づくり

- ・中標津町の独自性を発揮した都市計画の長期的な基本方針を示し、土地利用や公園・道路、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映していく。

④パートナーシップで進める街づくりの指針としての役割 … 住民参加の促進

- ・官民のパートナーシップによって、次の世代に引き継ぐ住み良い街づくりを進めるための指針となる。

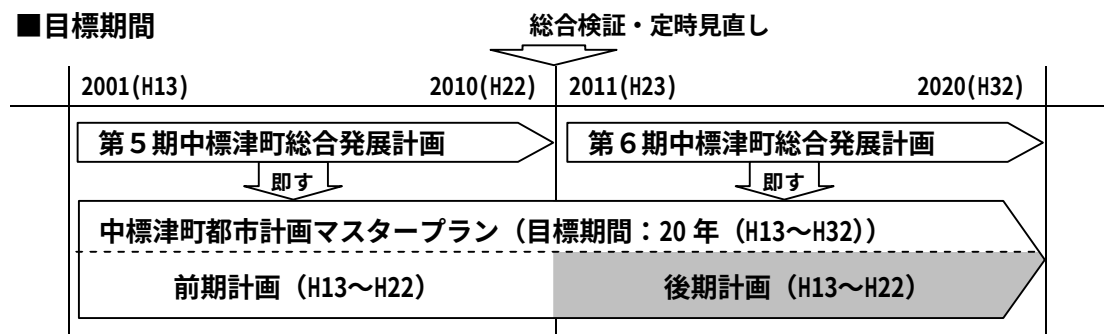
2. 中標津町都市計画マスタープランの見直しの目的

なぜ今、都市マスの見直しが必要なのか？

中標津町では、平成13年3月に「中標津町都市計画マスタープラン」を策定しています。計画の目標期間（年次）は20年（平成13年度～平成32年度）としており、平成22年で策定から10年が経過し、ちょうど中間年となります。

都市マスは、長期的展望に立った将来像を示す計画として、計画の目標期間を20年としています。

■目標期間



以下のような経過や変化を踏まえ、中標津町の都市計画行政が直面している課題に適切に対応した「後期計画」としていくための総合検証と見直しが必要となっています。

①社会情勢が変化してきています

- ・「急速な少子高齢化の進行」、「地球規模での環境問題の深刻化」、「安全な地域づくりへの意識の高まり」、「都市間、地域間競争の激化」、「まちづくり関係法制度の改正」などといった社会情勢の変化への対応が求められます。

②都市マスに関わる上位・関連計画の策定・改正が行われています

- ・北海道が策定する、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の定時見直しが進められています。また、中標津町においても、「パートナーシップで進めるまちづくり」や「自治基本条例」の検討、「第6期中標津町総合発展計画」の策定、「集中改革プラン」、「事務事業評価」の実行などの変化があります。

③財政状況の変化

- ・国の行財政改革による町の財政状況の変化も大きいものがあります。

④新たな都市づくりの課題を再整理する必要があります

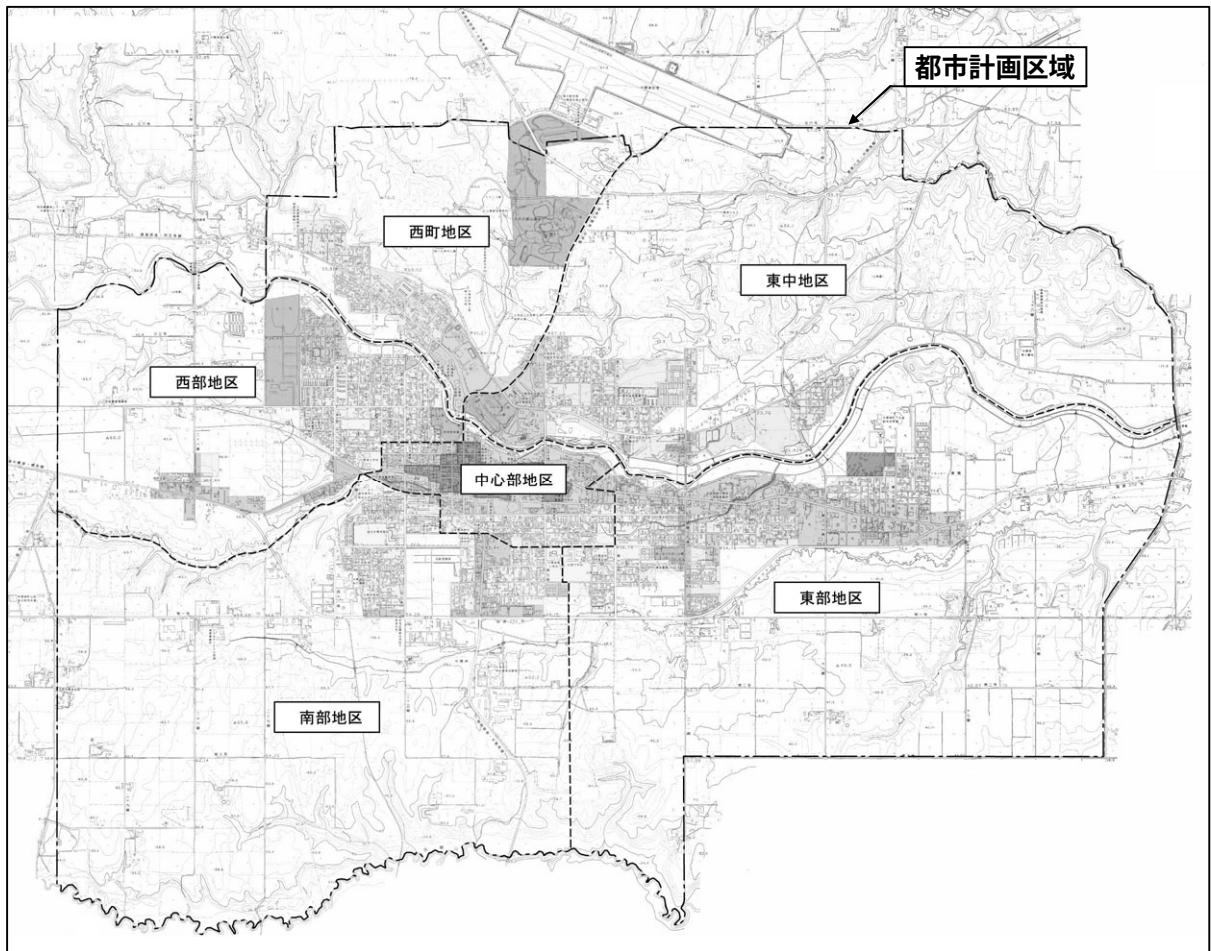
- ・現都市マスについて、目指すまちづくりをどのように進めてきたか、どこまで実現したかを一旦総合検証し、課題を整理する必要があります。

⑤環境や景観への配慮、まちづくりへの住民参加が重視されるようになりました

- 住民参加の計画策定が法律上明記され、住民主体のまちづくりが進められています。

都市マスの計画対象区域は？

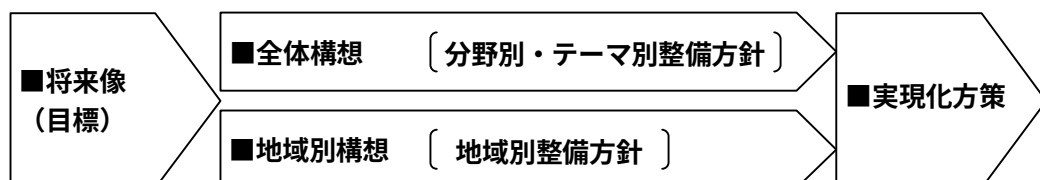
原則、都市計画区域全域（面積 4,441ha）を対象としますが、将来的な都市的土地利用が見込まれる地域についても検討対象とします。



都市マスの内容と構成は？

内容と構成は、市町村の創意工夫により定めるものですが、基本的な構成は、「将来像」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」からなっています。

中標津町では、「地域別構想」を空間的まとまりと社会的まとまりから6地区に区分し方針を立てています。



都市マス見直しの目的

「中標津町都市計画審議会・中標津町景観審議会」による「都市計画のあり方に関する答申」において、「都市マス」に対する以下のような課題が指摘されています。

■中標津町都市マスの課題（都市計画のあり方に関する答申より）

- ① 「中標津・都市マス」施策・事業の進捗状況が、適確に住民の目にふれる機会がない。
- ② 行政側が「中標津・都市マス」を実現していくために横断的な取り組み体制になっていない。
- ③ 住民側として、「中標津・都市マス」実現のために、自らが担うという意識が不足している。
- ④ 行政、住民ともに、活動が個々に行われていることが多く、目標や情報が共有されていない。
- ⑤ 行政や住民が役割分担により連携、協働、支援していくという体制と意識が不足している。

行政と町民が「都市マス」に掲げられた「理念」や「将来像」をしっかりと共有し、まちづくりへの課題や方向性を認識し、官民の役割分担とパートナーシップによって課題解決に取り組んで行くことが求められています。

このため、都市計画マスタープランが、今後の町のまちづくりにとって、一層明確な指針及び手引きとして活用されるものへと改定します

（方法例）

- ① 「目標」⇒「構想」⇒「方針」をわかりやすく体系化し明確に示す。
- ② 目標、方針に基づき、その実現に向け実施すべき具体的施策を示す。
- ③ 個々の施策に対して可能な限り「成果指標（数値目標）」を明示する。

第4回庁内推進会議
ワークショップ意見より
(8月24日開催)

※別添資料1参照

Q. 日々の業務と都市マスとの関係性をどう感じている？

- ・都市マスを普通に意識した町民がいたかどうか・・・？
- ・日々の業務の中で都市マスを気にしたことがなかった。
- ・「まちづくりの視点」「業務の視点」両方の視点が必要。 など

Q. 実行できた、出来ないの分かれ道は何だったのか？

- ・都市マスの実行部隊が確立していなかった。
- ・財源不足 ⇒ これからはパートナーシップが必要。
- ・実行できない計画が多い。（身の丈に合っていない。） など

どのような見直しを行うのか？

当初計画は、住民参加の手法を取り入れて策定した経緯があり、住民ニーズの反映された目標や方向性が示されています。

当初計画が大きな町民参加により策定された経緯を踏まえると、そこから得られたプラン及びまちづくりの目標や方向性は尊重されるべきものであり大きく変わるものではないと考えます。

今回の見直しでは、施策の取組に関して重点的な見直しを図ります。

(方法)

いつ頃？どこで？だれが？なにをする？を示していきます。

- ① 特に行政が主体的に関わる役割の部分については、施策の手法、時期について明確に示す。
- ② 町民との役割分担の中で“官民の協働”によって進めていくことが望ましい取組事業の明確化と推進方策を検討する。

都市マス見直しの視点・姿勢

① まちの潜在的可能性を延ばす視点で見直しましょう

- ・「**農の営み**」と農村の土地利用、「**商工業者の営み**」と市街地形成、これらの営みの連携とそれを取り巻く「**周辺環境を活かした観光振興**」など、中標津町の「**産業**」、「**営み**」、「**環境**」、「**暮らし**」を繋ぎ、まちの潜在的な可能性を延ばす視点で計画を見直すことが必要です。

② コンパクトな市街地を形成する視点で見直しましょう

- ・まちの財政運営に充分配慮し、財政を圧迫しない「**コンパクトシティ**」の理念に基づいた土地利用方針の策定など「**都市経営の戦略**」を意識して計画を見直すことが必要です。

③ 景観を活かしたまちづくりの視点で見直しましょう

- ・「**景観**」を地域振興の戦略として活用し、中標津らしさの魅力を創出する視点で計画を見直すことが必要です。

④ 無理のない身の丈にあった実効性ある計画に見直しましょう

- ・まちの各地区の発展過程や住民気質を考慮するとともに、行政組織の実情や限界を直視し、財政的に無理のない身の丈にあった手法で取り組み、事業の「**選択と集中**」による実効性のある計画へと見直すことが必要です。

3. 都市マスの策定体制

策定する体制ではなく、計画を実施する体制であること。

「都市計画審議会（H21.3.6）より」

策定する体制だけでなく、計画策定後の実践的な取り組みを担える体制として以下の体制を整える必要があります。

計画の策定体制と役割

策定体制は、庁内で都市マスに関わりの深い、課長、係長で組織する「庁内推進会議」が素案の策定作業を進め、策定委員会に提出する計画案について検討を行います。

また、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、部長職で組織する「策定委員会」を設置して計画案の最終検討、調整を行います。

プラン策定に伴い、策定手続き、「中間案」、「最終案」等の段階で広報誌や町ホームページ等を通じパブリックコメントを実施するほか、説明会、意見交換会、WSなどで、より多くの方々の意見を伺い、さらに、地域別まちづくり構想の見直し策定においては、各地域の方々の参画のもと、協働でプランの見直し策定を目指します。

① 策定事務局

先行的に会議資料の作成、結果のとりまとめ、策定スケジュールの管理、検討段階における広報、ニュースレター等による情報発信、フォーラムや説明会の企画、運営などを担当します。

庁内推進会議事務局（建設課）、委託業務受注コンサルタント（㈱シー・アイ・エス計画研究所）で構成します。

② 庁内推進会議

策定委員会に諮る素案を検討する機関で、都市マスと担当業務の関係を横断的体制の中で確認しながら現場に近い視点で策定事務局と一緒に素案を検討します。

庁内で都市マスに関わりの深い、課長職、係長職21名で構成し、都市マス策定後は横断的な連携により施策の推進を図ります。

また、策定過程での町議会への検討経過報告、意見交換や関係機関との協議、調整を行います。

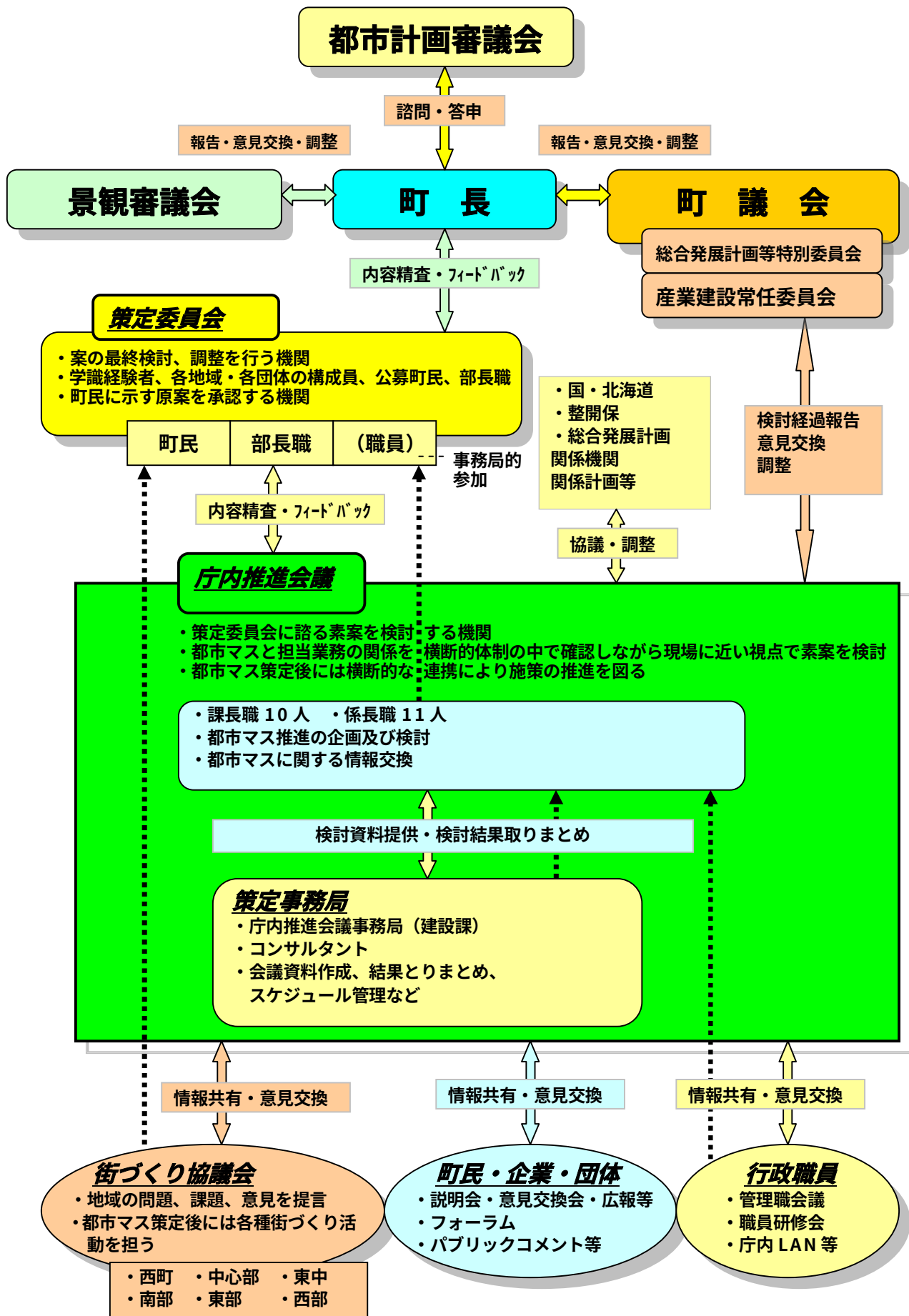
③ 策定委員会

計画案の最終検討、調整を行い、町民に示す原案を承認する機関で、都市計画に関する学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、部長職で構成し、庁内推進会議のメンバーが事務局として参加します。

④ 街づくり協議会

各地域（西町・東中・東部・中心部・南部・西部）の方々に組織し、地域の課題や解決策を話し合っていただき、都市マス策定後は、各種まちづくり活動を担っていただきます。

中標津町都市計画マスタープラン策定体制



4. 都市マス見直しのスケジュール

■ (H21～H22年度) 中標津町都市計画マスタープラン総合検証・定時見直し全体スケジュール (H21.10.19現在) 予定

	H21												H22											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●検討体制準備			→																					
●総合検証																								
・ 審議会答申書・庁内検討成果				→	→	→																		
・ 道基本方針・体系の再編																								
●基本理念・将来像の検討																								
・ 上位関連計画・法制度						→	→	→	→															
・ 体系の再構築																								
●都市づくり構想の検討																								
・ 目指すべき姿・基本方針						→	→	→	→	→	→	→												
●推進方策の検討																								
・ 実現の手立て																								
・ ～コンパクトな市街地形成										→	→	→												
・ ～景観行政の方向性と連携etc																								
●具体的施策の検討																								
○テーマを大切にしたい街づくり																								
・ 構想の見直し																								
・ 目指す姿・基本方針																								
・ 実施すべき施策																								
○地域別街づくり構想の見直し																								
・ 目指す姿・基本方針																								
・ 実施すべき施策																								
●パートナーシップによる実施方策																								
・ 目指す姿																								
・ 街づくり協議会設立																								
・ 行政内部の連絡体制																								
・ 住民参加のシステム																								
・ 実現のためのルール																								
●中間報告調整													→											
●最終調整																						→	→	
●パブコメ													→									→		
●整・開・保見直し素案検討																								
・ 関係調査				→	→	→	→	→	→	→	→	→												
・ 関係機関協議													→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
・ 道都市計画課協議(整開保・都市マス)																								
・ 案の申し出															★				○		○			
○庁内推進会議				③	④			⑤	⑥	⑦			⑧			⑨		⑩	⑪					
○策定委員会								(1)	(2)	(3)				(4)		(5)		(6)	(7)					
○都市計画審議会					●						●				●			●		●				
○情報共有(情報誌)						★			★	★			★		★			★			★			
○住民参加(街づくり協議会)														☆☆	☆☆		☆☆		☆☆		☆☆			
(フォーラム・説明会)								☆				☆									☆			

■平成 21 年度 中標津町都市計画マスタープラン総合検証・定時見直しスケジュール（H21.10.19 現在）予定

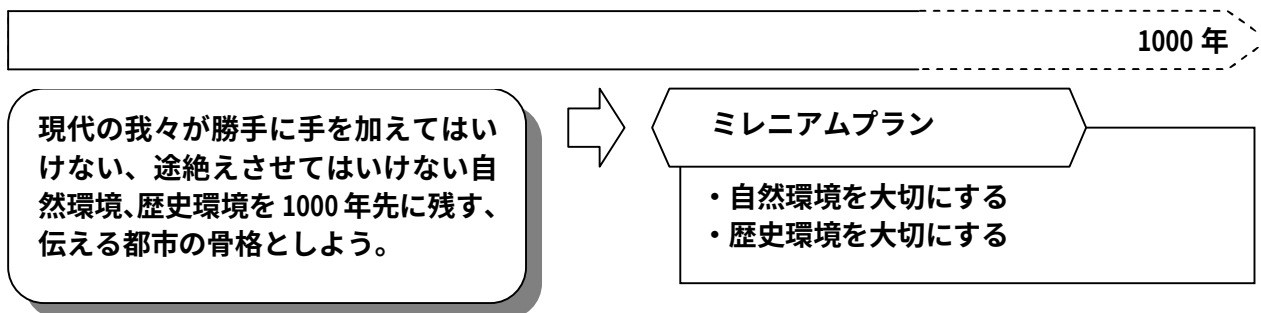


5. 現都市マスが目指す方向性と取組実績

5-1. 都市マスが目指す方向性

■中標津町都市計画マスタープラン(平成12年度策定)に込められた想い

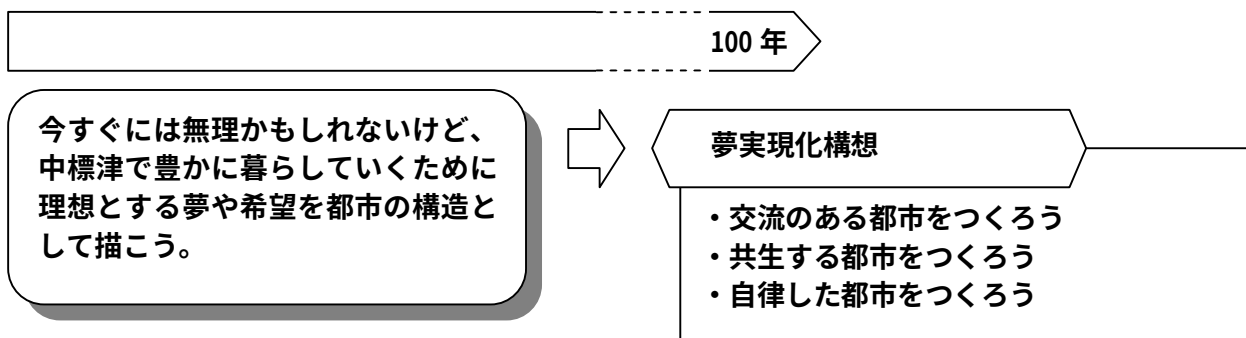
1000年後まで残していくべき普遍的な都市の骨格『ミレニアムプラン』



※計画書本編 12～15 p 参照

▽ その環境を大切にしながら…

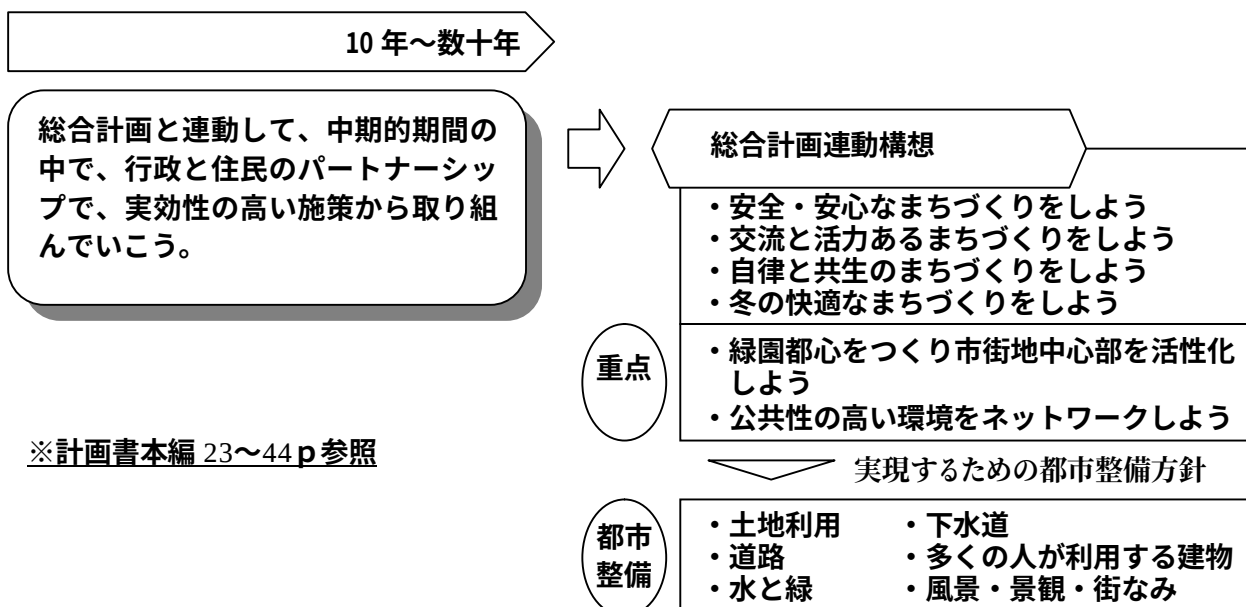
100年かけて実現していく都市の構造『夢実現化構想』



※計画書本編 17～21 p 参照

▽ その実現を目指して…

10年～数十年の単位で取り組んでいく施策テーマと都市の整備方針『総合計画連動構想』



※計画書本編 23～44 p 参照

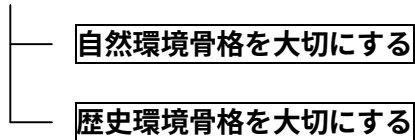
■中標津町都市計画マスタープラン(平成12年度策定)の計画の体系



5-2. 都市計画マスタープランに基づく取組実績

(1) 都市計画マスタープランに基づく取組実績の概要（整理・まとめ）

ミレニアムプラン ～自然と歴史を大切にした都市の骨格方針を示す構想～



■自然環境骨格を大切にする（「別添資料2」1頁参照）

☆☆☆ 大規模な緑地（公園、保安林など）の整備や維持管理は、充実した取組が行われてきた。

→維持管理！？

☆☆ 河川の保全、整備・活用に関しては、河川を活用したイベントなど河川活用の民間の取組がみられる。ハード整備は徐々に進められているが、途上段階にある。会議や調査、都市計画としての緑地決定など調査研究、制度的な取組を中心に行ってきた。

→調査研究成果を活かした環境整備をどう行うかが課題！？

☆☆ 武佐岳への眺望確保に関しては、眺望ラインの景観形成基準や携帯の基地局の指導指針の制定などの制度的な規制誘導策の取組を行ってきた。

→景観眺望点の設定や具体的な空間保全策の検討などはいらないか？

☆ 河岸段丘の保全、活用に関しては、緑の基本計画に位置づけられた。

→具体的な取組を今後どうする？

■歴史環境骨格を大切にする（「別添資料2」2頁参照）

☆☆☆ 中標津神社鎮守の森は、適切な維持管理により保全されている。

→維持管理！？

☆☆ 史跡・遺跡は現状保存がされている。

→活用方策は！？

☆☆ 中標津の発展の礎となった旧農業試験場庁舎「伝成館」を保存し、開拓の歴史を大切にしながらまちづくりに活かしていこうとする民間の取組がみられる。

→当該施設の戦略的活用、情報発信、意識共有、取組の活性化、支援体制？

☆☆ 道路整備、空港整備が進められてきているが、未整備道路もまだ多く見られる。

→まちの歴史、中標津らしさが伝わる整備、活用に向けた取組は？

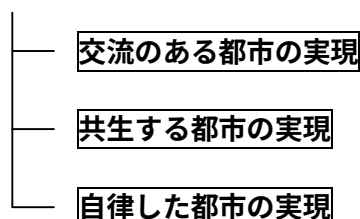
☆☆ 鉄道跡地を活用したウォーキングコースなど民間の取組が見られるが、環境整備は立ち後れている。

→まちの歴史を伝える情報伝達のしくみや環境整備に課題！？

☆ 開拓当時の市街地区画形態に配慮した道路配置（都市計画決定）がなされている。未整備街路もまだ多く見られる。

→長期末整備都市計画道路を今後どうするか？

夢実現化構想 ～交流・共生・自律をテーマとして町民の地域への夢や希望を叶える都市の構造方針を示す構想～



■ “ 交流のある都市 ” 実現のための世界交流・広域交流・地区内の交流のための拠点と多様な移動ネットワークづくり（「別添資料2」3頁参照）

☆☆☆ 交流拠点としての各種公園（運動、ゆめの森、森林、児童など）の充実した整備が行われてきた。

→今後の維持、交流拠点活用は？

☆☆ 広域交流アクセス網となる幹線道路は、充実した整備が行われてきた。歩行者ネットワークの整備に関しては、ウォーキングルートの設定など民間の取組が見られる。歩行者道路の整備はバリアフリー化が中心で、レクリエーション対応の河川敷や鉄道跡地を活用した環境整備は立ち後れている。

→歩行者ネットワークの具体的環境整備策は？

☆☆ 賑わい創出イベントや交流イベントなどの取組が市街地で行われているが一過性の取組として終わっている。

→持続的な賑わい創出に向けた取組が課題！？

☆☆ 恒常的な街中回遊、賑わい創出に結びついた暮らしの環境（住・商・観の複合拠点化）づくりに資する中心市街地形成、土地利用誘導施策はほとんど行われてこなかった。郊外部（白地地域）への大型店の出店により中心部は衰退。

→賑わい交流拠点としての中心市街地の活性化方策、土地利用方策は？

■地球に優しく、身近なうるおいのあふれる“共生する都市”実現のための
中標津らしい風景や景観、自然との共生を促進する地区、小河川を大切に
する（「別添資料2」4頁参照）

- ☆☆☆ 充実した草地更新、草地造成の取組により中標津らしい農地の景観が守られて
きている。

→維持管理！？

- ☆☆ バイパス沿線や携帯電話電波塔に関する景観形成基準の施行により市街地景観
の保全誘導を行っているが、土地利用施策と連動した十分なコントロールが出
来ているというわけではない。

→土地利用施策と連動し、さらに踏み込んだ景観の保全・誘導策に課題！？

- ☆☆ 新規に開発する団地に対しての開発指導要綱を施行した。また、緑化ルールの
要請を緑の基本計画に位置づけた。既存の住宅地や商店、工場などでの敷地緑
化の要請も緑の基本計画に位置づけている。緑化要請の具体的な取組までには
至っていない。

→緑の保全や緑化に対する具体の行動をどうする？

- ☆☆ ますみ川の多自然型河川への改修など河川の環境整備は徐々に行われてきてお
り、タワラマップ川の親水環境整備に向けた調査も実施している。河川を活用
した多様な民間の活動も見られる。

→地域の利用ニーズに応じた河川環境整備の実現に向けて今後どうする？

- ☆☆ エゾリンドウ群生地の保全を緑の基本計画に位置づけ、群生地の調査や移植実
験を行った。

→保全意識の共有化と推進体制も含めた実施方策は？

■無駄が少なく、ゆとりある“自律した都市”実現のためのコンパクトな市街地形成（「別添資料2」5頁参照）

- ☆☆ 市街地のエッジとなる保安林の保全は充実した取組が行われてきた。営林署苗畑跡地の市街地のエッジとしての森づくりを緑の基本計画に位置づけた。

→具体的な緑化推進にどう取り組む？

- ☆☆ 平成13年以降、重点整備区域（既存用途地域＆一部の白地地域）内における開発行為は13件（17.9ha）あった。一方で重点整備区域外（白地地域）での開発行為も13件あり面積では25.0haと上回っている。宅地開発指導要綱により良好な宅地形成を促進しているものの市街地拡大の抑制力までではない。

→重点整備区域外（白地地域）の土地利用規制に課題！？

- ☆☆ 既成市街地内の土地の有効活用として、用途地域指定による土地利用の整序、町有未利用地の処分や一団地化を推進している。また、まちなか居住の推進を住生活基本計画に位置づけ公営住宅のまちなかへの整備を計画している。商業施設等の市街地中心部への集積による暮らしの環境づくりは進んでいない。

→まちなか居住誘導と連動した中心市街地活性化方策や土地利用施策は？

- ☆☆ 既存市街地の範囲を基本として都市計画道路網の配置と整備を行ってきている。順次、計画決定幅員どおりの整備が行われているが、未整備街路も多く見られる。

→長期未整備都市計画道路を今後どうするか？

- ☆ 自動車優先型から歩行者優先型への転換に関しては、歩道のバリアフリー化を進めているものの、歩行者優先への転換までにいたっていない。

→中心市街地活性化方策と連動した歩行者優先のまちづくりの検討に課題！？

総合計画連動構想 ～総合計画と連動し、実効性の高い施策をパートナーシップで

展開する都市の整備方針を示す構想～

—	安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり	=テーマ別構想
—	レクリエーションと産業の両面から地域を元気にするまちづくり	=テーマ別構想
—	自律と共生に向けた地域の教育力を高めるまちづくり	=テーマ別構想
—	冬の快適なまちづくり	=テーマ別構想
—	重点構想	市街地中心部の活性化＝緑園都心の創造
—	重点構想	公共性の高い環境のネットワーク化＝パブリックオープンスペース・ネットワークの創造

■安心して子育てや生活のできる安全なまちづくり（＝テーマ別構想）

（「別添資料2」6～7頁参照）

- ☆☆ 安心して医療・福祉サービスを楽しむことができる市街地中心部の形成に向け、総合福祉センターを建設し地域福祉活動の拠点としている。施設はバリアフリー化している。また、住宅が近接した福祉交流拠点の形成に向けて、まちなかへの公営住宅整備を計画している。

→まちなかでの暮らしと福祉サービスの連携した施策の推進が必要！？

- ☆☆ 安全な移動空間の創出に向け、歩道のバリアフリー化を実施してきた。道路照明については絶対数が不足している。バス輸送機能に関しては、空港連絡バスや障害児移送などのサービスを行っているが、各種バス機能の集約化などに課題が残されている。

→バリアフリー未実施路線の整備や歩道以外の歩行空間整備、照明確保は？

→町民の暮らし～観光～福祉などの総合的なバス機能のあり方は？

- ☆☆ 人にやさしく安全な交流空間の創出としては、各種公園整備が行われてきた。公園は目的機能を優先しつつ緊急避難所に位置づけている。幼児から小・中・高校生、高齢者までが利用できる公園以外の交流施設や、まちづくり活動拠点としての施設整備などの取組は進んでいない。

→まちなかでの公園以外の交流拠点の形成をどうする？

■レクリエーションと産業の両面から地域を元気にするまちづくり（＝テーマ別構想）（「別添資料2」8～9頁参照）

- ☆☆ 運動公園の整備により健康・スポーツに関するレクリエーション環境は充実した。自然を楽しむ環境はゆめの森公園や森林公園の整備によって向上している。また標津川などの河川環境を活用したウォーキングの取組など民間の取組が見られる。農業（酪農）をテーマとしたレクリエーション環境については、公共牧場整備により環境整備を行っているとともに都市間交流事業による交流が行われている。

→各種レクリエーション活動を産業振興にどう発展させるかが課題？

→そのうえで各種レクリエーション活動の環境整備をどうする？

- ☆ おもてなしの気持ちを大切にした情報提供に関しては、情報発信センターの検討がされているが、運営実施主体が課題となっている。また、来訪客をもてなす市街地景観形成としての商業地における景観づくりは進んでいない。

→情報発信の運営体制や、商工会、商店街の意思統一に課題？

- ☆ 既存商工業の集積による産業振興については、住工の混在を解消する土地利用規制は行ってきたが、集積に向けた土地利用の取組は、中心市街地の空洞化や活性化、商業圏域調査などの調査事業にとどまっている。

→中心市街地活性化方策と連動した土地利用方策の検討が課題？

- ☆ 空港を活かした交流環境、新産業の振興については、空港周辺での大規模公園（ゆめの森、森林）の整備が行われているものの、臨空型の新たな産業の受け入れは低迷。

→臨空型産業イメージの明確化、誘致戦略は？

■自律と共生に向けた地域の教育力を高めるまちづくり（＝テーマ別構想）

（「別添資料2」10～11 頁参照）

- ☆☆ 市街地拡大のバッファーとしての優良農地、保安林は、適切な維持保全が行われている。町民と創る森を緑の基本計画に位置づけている。

→環境教育の場としての具体的活用方策は？

- ☆☆ 河川や河岸段丘を大切にした市街地形成としては、河岸段丘の緑の保全を緑の基本計画に位置づけている。標津川の活用をテーマとした会議の開催、ウォーキングルートの設定、町民との協働による河川沿いの憩いの場整備など行われている。

→環境教育の場としての具体的活用方策、環境整備は？

- ☆☆ 鉄道跡地や農業産業遺産、近代化遺産などの活用としては、町民有志による鉄道跡地の散策路としての活用が行われている。NPOによって旧農業試験場伝成館の保存・活用や地域資源調査、ふるさと遺産探求などのまちづくり活動が行われている。

→各種民間活動のさらなる活性化、支援強化、環境整備は？

- ☆☆ 子どもからお年寄りまでの幅広い参加協働に向けては地域まちづくり事業補助金の交付やパートナーシップ推進研究会の設立などをベースに各種地域活動に取り組んでいる。

→協働意識の醸成や推進体制に課題！？

■冬の快適なまちづくり（＝テーマ別構想）（「別添資料2」11頁参照）

- ☆☆☆ 冬の快適な市街地形成の取組として、花通り会によるアイスクャンドルの取組が見られる。

→支援体制の強化？

- ☆☆ 冬の遊び場創出に向けては、スピードスケート場、アイスホッケー場の運動公園での整備を行っている。また、ゆめの森公園で歩くスキーを借りて楽しめる。なかしべつ冬まつりを開催している。

→広域的な利用促進に向けた取組が必要？

- ☆ 北国にふさわしい住宅・住宅地形成に関する住政策基本計画への位置づけは特にしていない。開発局主催の研究会、意見交換会を行ったが、その後の具体的な取組は停滞。北国にふさわしい交通ネットワークの整備として宅地開発指導要綱により道路幅員の標準を規定している。また、バス停の冬対策は利用者の低迷により未実施。

→北国にふさわしい住宅・住宅地形成に向けた施策を今後どうする？

- ★ パートナースhipによる除排雪体制整備など官民一体となった総合的雪対策の取組は未実施。

→パートナーシップづくりに向けた取り組みが課題！？

■重点構想 市街地中心部の活性化＝緑園都心の創造

(「別添資料2」12～13 頁参照)

(緑園都心) (「別添資料2」12 頁参照)

- ☆☆☆ 都心部に残る貴重で身近な自然との共生と歴史の積み重ねにより醸成される環境を骨格とする緑園都心の創造に向けた、大規模な緑地（公園、保安林など）の整備や維持管理は、充実した取組が行われてきた。

→維持管理！？

- ☆☆ 河川の保全、整備に関しては、改修整備が徐々に進められているが、途上段階にある。会議や調査、都市計画としての緑地決定、緑地の保全や緑化を緑の基本計画への位置づけなど、調査研究、制度的な取組を中心に行ってきた。

→調査研究成果を活かした具体的な推進策の検討が課題！？

- ☆☆ NPO や各種活動団体による自然、歴史をテーマとした環境の保全、活用の取組が行われている。

→団体間の情報・意識の共有化や支援体制の強化に課題！？

(生活都心) (「別添資料2」12 頁参照)

- ☆☆ 便利で快適なまちなかの生活の場（生活都心）づくりに向けては、まちなか居住の推進を住生活基本計画に位置づけ公営住宅のまちなかへの整備を計画している。既成市街地の下水整備はほぼ完了。歩道のバリアフリー化も徐々に推進。商業施設等の市街地中心部への集積による暮らしの環境づくりは進んでいない。

→まちなか居住誘導と連動した市街地活性化方策や土地利用施策に課題！？

(生業都心) (「別添資料2」12 頁参照)

- ☆☆ 町民生活と密接に結びついたまちなかの仕事の間（生業都心）づくりに向けては、中心市街地の集客増大に向けた各種調査等を実施してきている。また、起業家支援事業の補助を実施している。環境整備としては中央通りのシンボルロードとしての整備を行っている。

→市街地の集客実現化の具体的な環境整備計画が課題！？

(交流都心) (「別添資料2」13 頁参照)

- ☆☆ 町民と来訪客の交流の場(交流都心)づくりに向けては、公園整備を中心とした交流拠点整備は充実している。まちなかでの交流イベントが開催されているが、一過性の取組として終わっており恒常的にまちなかで触れ合える環境は整っていない。

→産業振興に繋がるまちなか交流を育む環境整備に課題!?

■重点構想 公共性の高い環境のネットワーク化＝パブリックオープンスペース・ネットワークの創造 (「別添資料2」13 頁参照)

- ☆☆ ネットワーク骨格としての都心部の貴重な自然環境や酪農を基盤とした歴史環境の保全・活用については、河岸段丘や樹林地、河畔林、エゾリンドウ群生地等の保全を緑の基本計画に位置づけた。中標津の発展の礎となった旧農業試験場庁舎「伝成館」を保存し、開拓の歴史を大切にしながらまちづくりに活かしていこうとする民間の取組がみられる。

→緑の保全意識の共有化や、個々の緑の具体的保全・活用実施策の検討?

→歴史環境資源の発掘、情報発信、意識の共有化、保全策の検討?

- ☆☆ 道路、公園・緑地、河川、公共施設、公共性の高い大規模民間施設等のネットワーク拠点の環境形成にあたっては、各種公園整備や河川の整備や調査を行ってきたほか、河川や道路沿線等での町内会などの民間による環境整備に対しての補助を行ってきた。緑の基本計画にも民間施設の緑化促進を位置づけた。

→緑の保全、緑化に対する意識の醸成と推進体制に課題!?

- ☆☆ 自然環境や歩行者用道路などによるネットワーク化については、ウォーキングコースなど民間の取組が見られる。歩行者道路の整備はバリアフリー化が中心で、河川敷や鉄道跡地を活用した環境整備は立ち後れている。

→ネットワークづくりの具体的対象や環境整備策は?

6. 整備、開発及び保全の方針(案)の策定について

6-1. 整備、開発及び保全の方針とは？(※別添資料3参照)

都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」は都市計画法の改正により、北海道が都市計画区域ごとに策定を進めた都市計画の基本的方針のことです。また今後の中標津町の都市づくりにおいて根幹となる非常に重要な計画となります。

平成16年1月9日 北海道告示第22号

法的根拠

都市計画法の改正

平成12年5月19日(公布)・平成13年5月18日(施行)

法第6条の2

整備、開発及び保全の方針(整開保)は、都市計画区域毎に北海道が定めるものです。整開保は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として、次のものを定める。

- (1)都市計画の目標
- (2)市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針(札幌圏・旭川圏など10圏域)
- (3)土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

<具体的な内容>

●土地利用

＝住居系・商業系・工業系・沿道サービス系

●都市施設の整備

＝道路・公園緑地・河川・下水道・ごみ処理施設など

●市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

＝中心市街地の土地区画整理事業など

6-2. 整備、開発及び保全の方針(案)の策定について

「整・開・保」については、11月より北海道と町で案作成の協議を進めていき、6月頃に案の申し出を行う予定となっているため、都市マスと並行して事務局の方で作業を進めていくこととします。

「整・開・保」の内容は、詳細な整備方針というよりも骨格的な方針であるため、都市マス策定の議論で頂いたエッセンスを「整・開・保」に反映させるということを事務局が責任を持って北海道との協議の際に調整していくことを考えています。

北海道との協議の際、都市マスに大きな影響が生じると判断される内容については、策定委員会にお諮りしたいと考えています。